

アーティストボランティアコンサート実施要綱

1 目的

ボランティアとして演奏活動を希望する音楽家の協力を得て、長期にわたり入所・入院するなど、自らの意志で音楽を鑑賞することが困難な人々に、優れた音楽を鑑賞する機会を提供する。

2 内容

埼玉県内の社会福祉施設や病院等の施設でボランティアとして演奏活動を希望する音楽家を募集し、「アーティストボランティアバンク」に登録する。

また、コンサートの開催を希望する施設との橋渡しを行い、施設が行う「アーティストボランティアコンサート」を支援する。

3 アーティストボランティアバンク

(1) 対象とする音楽家

室内音楽（クラシック・唱歌・童謡・流行歌・民謡等）を中心とする。

(2) 募集する音楽家

原則として活動実績のある方（高校生以下は対象外とする）

(3) コンサートへの出演報酬

無報酬とする。

(4) 応募方法

別紙1「アーティストボランティアバンク登録用紙」を文化振興課に提出する。

(5) アーティストボランティアバンクへの登録

応募のあった音楽家は、「アーティストボランティアバンク」に登録し、台帳を文化振興課で管理する。台帳は、氏名・団体名を除き非公開とする。

4 アーティストボランティアコンサート

(1) コンサートの開催

コンサートの開催を希望する施設は、別紙2「アーティストボランティアコンサート申込用紙」を文化振興課に提出する。

県は、コンサートの開催に向けて、音楽家及び施設双方の要望を勘案し、日程・内容等について連絡調整を行う。

施設は、コンサートの実施主体として、会場設営等必要な準備を行い、コンサートを開催する。

(2) 実費弁償（交通費、楽器運搬費等）

交通費、楽器運搬費等の実費弁償分については、原則として施設の負担とする。